

報告第5

25信監第10号  
平成25年11月27日

信濃町長 松木重博様  
信濃町議会議長 小林幸雄様

信濃町監査委員 東方久男

信濃町監査委員 青柳秀吉

平成25年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 平成25年度定期監査報告書

## 第1 監査の実施期間

平成25年10月1日から平成25年11月22日まで

## 第2 監査の対象課等

議会事務局 監査委員事務局 総務課 選挙管理委員会事務局 会計室  
住民福祉課 産業観光課 農業委員会事務局 建設水道課 教育委員会  
信越病院

## 第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の  
管理

監 査 の 範 囲 平成25年4月1日から平成25年9月30日までに執行  
された事務事業等

## 第4 監査の方法

平成25年度上半期（必要に応じて24年度含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施した。

また、例月現金出納検査の結果も参考にして監査を実施した。

## 第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告とあわせ意見として記載した。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略した。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (平成25年9月30日現在)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	5,764,564,000	3,413,795,856	2,793,302,979	620,492,877	48.5	81.8
国民健康保険 特別会計	1,256,188,000	819,754,388	584,141,546	235,612,842	46.5	71.3
後期高齢者 医療特別会計	95,004,000	49,591,528	52,284,944	-2,693,416	55.0	105.4
介護保険事業 特別会計	833,584,000	747,470,342	386,896,430	360,573,912	46.4	51.8
古海診療所 特別会計	5,117,000	248,480	248,480	0	4.9	100.0
水道事業 特別会計	8,997,000	4,911,047	3,311,637	1,599,410	36.9	67.4
下水道事業 特別会計	489,254,000	200,225,509	193,483,989	6,741,520	39.5	96.6
農業集落排水 事業特別会計	205,685,000	117,743,118	118,150,358	-407,240	57.4	100.3
特定環境保全 公共下水道事 業特別会計	12,184,000	7,755,014	7,666,424	88,590	62.9	98.9
個別排水処理 施設整備事業 特別会計	11,331,000	5,636,643	5,626,923	9,750	49.7	99.8
水道事業会計	収益的 185,262,000	102,542,188	96,544,241	5,997,947	52.1	94.2
	資本的 4,617,000	378,000	378,000	0	8.2	100.0
病院事業会計	収益的 1,380,415,000	537,662,303	537,662,303	0	38.9	100.0
	資本的 24,560,000	0	0	0		

注)： 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## (2) 歳出の状況 (平成25年9月30日現在)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
一般会計	5,764,564,000	1,994,795,383	3,769,768,617	34.6
国民健康保険 特別会計	1,256,188,000	511,583,466	744,604,534	40.7
後期高齢者医療 特別会計	95,004,000	43,895,945	51,108,055	46.2
介護保険事業 特別会計	833,584,000	338,063,641	495,520,359	40.6
古海診療所特別会計	5,117,000	52,105	5,064,895	1.0
水道事業特別会計	8,977,000	2,103,145	6,873,855	23.4
下水道事業特別会計	489,254,000	136,417,517	352,836,483	27.9
農業集落排水事業 特別会計	205,685,000	88,895,425	116,789,575	43.2
特定環境保全公共 下水道事業特別会計	12,184,000	4,556,830	7,627,170	37.4
個別排水処理施設 事業特別会計	11,331,000	4,224,580	7,106,420	37.3
水道事業会計	収益的 182,576,000	46,260,217	136,315,783	25.34
	資本的 90,781,000	53,763,200	37,017,800	59.22
病院事業会計	収益的 1,440,329,000	635,492,181	804,836,819	44.12
	資本的 45,822,000	8,270,850	37,551,150	18.05

注)：上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## 第6 監査の意見

### 1 各課等共通事項

#### (1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の平成24年度末の収入未済額は以下のとおり、依然として多額となっており、収入未済額の縮減は、町民負担の公平確立と財源確保の観点からも極めて重要です。 (単位:円)

会 計	内 容	収入未済額		
		平成24年度	平成23年度	増 減
		(A)	(B)	(A)-(B)
一般会計	町 税	190,335,179	238,711,941	△48,376,762
	農業費分担金	241,000	0	241,000
	保育料	1,279,400	291,200	988,200
	栈橋使用料	0	502,750	△502,750
	情報通信使用料	433,400	0	433,400
	道路使用料	18,180	18,820	△640
	公共物使用料	7,200	12,800	△5,600
	町営住宅等使用料	540,615	340,615	200,000
	違約金延納利息	1,869,000	0	1,869,000
	計	194,723,974	239,878,126	△45,154,152
特別会計	国民健康保険税	64,136,061	69,183,276	△5,047,215
	後期高齢者医療保険料	1,192,684	964,600	228,084
	介護保険料(普通徴収)	3,743,854	3,470,973	272,881
	水道使用料	34,640	86,670	△52,030
	下水道受益者負担金	10,356,240	10,881,040	△524,800
	下水道使用料	726,350	769,140	△42,790
	農業集落排水分担金	802,500	1,862,500	△1,060,000
	農業集落排水使用料	116,090	104,760	11,330
	特定環境保全下水道使用料	0	7,200	△7,200
	個別排水処理施設使用料	38,550	121,230	△82,680
	計	81,146,969	87,451,389	△6,304,420
合 計		275,870,943	327,329,515	△51,458,572
公営企業	水道事業	5,197,226	5,464,342	△267,116
	病院事業	174,870,367	182,801,679	△7,931,312
	計	180,067,593	188,266,021	△8,198,428
総 計		455,938,536	515,595,536	△59,657,000

町税は、「長野県と市町村の協働による滞納整理に関する協定」に基づく滞納処分の強化や、「インターネット公売」の実施及び「長野県地方税滞納整理機構」への移管等により、収入未済額の縮減に向けて努力をされていますが、現年度分については新たな滞納を生じさせず、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じられたい。

各課等が所管する税外収入及び公営企業の収益の滞留未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられるので、引き続き早期の解消に努められたい。

## (2) 事業評価の実施と目標達成・予算編成の取り組み

経済性・有効性・効率性の見地から、事業評価指標について、前年度比較や目標値比較が示され、これを所管課や所管係によって分析結果を文書化し、翌年度以降の取るべき対策や予算編成に生かさなければなりません。

施策や事業の評価指標について、事業評価シート等により前年度比較や目標値比較を示し分析結果を文書化することは、所管課や所管係が認識を共有できるだけではなく、町行政全体の行政改革の基礎資料としても有効です。

町は昨年度、第5次長期振興計画・前期基本計画（重点プロジェクト・施策指標）及び第6次行政改革大綱（年度別実施計画）について、進捗状況の評価・検証を行いました。その結果、計画よりかなり遅れている又は目標達成が困難な見通し（C評価）が148件中22件（14.9%）ありました。A又はB評価でも慎重に評価すべきと思われる施策が見られました。

また、昨年度、補助金、交付金及び負担金について事務事業評価を行いました。その結果、交付要綱の不備が多く見られたため整備を進めるとともに、事業の評価区分でやや下回る（C評価）は33件中2件だけでしたが、期待以上（A評価）又は期待どおり（B評価）でも事業改善の余地ありとしたものが9件ありました。

更に、昨年度に続き今年度も主要事業について評価を実施しています。

こうした取組を評価するとともに事務事業の更なる検証や予算編成への活用を図られたい。

## (3) 事務の適正化

### ① 備品管理の徹底

備品の確認を毎年行うべきところ確認印のない年度が見られました。また、貼付された備品票の記載文字が薄くて判読できない状態のものがありました。備品確認の際に再記入してください。備品票の貼付が必要と思われるものが見受けられました。備品管理の徹底を求めます。

### ② 例月出納検査を実施するなかで、歳出科目の誤り等事務の不備がありました。また、提出された定期監査の資料についても、資料の差し替えが多く見受けられました。内部チェック体制の確立を求めます。

#### (4) ホームページの有効活用

ホームページは町の概要や諸施策について、町内外に広く周知する重要な広報手段です。また、町民に対して行政の理解を深め、共有するための有効な交信手段です。一部の課等には重要な事業内容や結果等を掲載していない事例や、掲載していても、更新が遅れている事例が見受けられました。ホームページの更なる有効活用、充実に努められたい。

#### (5) 未利用町有財産の活用

町には、旧小学校跡地や古い施設等利用されていない町有地や施設が散見されます。これらの十分に利用されていない町有財産を各課等で再調査し、総務課で一体的に管理して活用方法を検討する等、未利用財産の有効活用を図られたい。

## 2 各課指摘事項等

### 【監査委員事務局】

#### (1) ホームページの開設

地方自治法に定める監査委員の役割は、決算審査や定期監査、財政援助団体監査、住民の監査請求等に加えて財政健全化法監査が追加されて重要性が高まっています。しかし、町民に対してこれらの監査結果を公表する方法としてホームページが有効ですが、開設されていません。速やかに開設して監査結果を公表してください。

### 【総務課】

#### (1) 消防費コストの把握と適正化（庶務係）

常備及び非常備、施設費、災害対策費を含めた消防費は以下のとおりです。

(単位：円、人)

年度	20	21	22	23	24
常備消防費	183,537,267	176,936,638	170,289,554	184,538,820	187,633,285
非常備消防費	36,034,312	43,258,515	35,551,414	42,171,489	31,214,907
消防施設費	5,510,860	15,844,828	9,381,192	31,524,349	47,520,336
災害対策費	2,040,812	4,730,101	1,698,341	10,083,691	4,226,220
計	<b>227,123,251</b>	<b>240,770,082</b>	<b>216,920,501</b>	<b>268,318,349</b>	<b>270,594,748</b>
町人口	9,954	9,826	9,703	9,571	9,440
一人当たり	<b>22,817</b>	<b>24,503</b>	<b>22,356</b>	<b>28,035</b>	<b>28,665</b>

平成24年度の町人口一人当たり消防費コストは28,665円で増加傾向を示しています。主な増加原因は消防ポンプ自動車購入等の施設費の増加と人口減少によるものです。厳しい財政状況を踏まえて一層の適正化に努められたい。

## (2) 新地方公会計モデルの活用と改正動向を踏まえた適切な対応 (財政係)

町は総務省が平成 13 年 3 月に示した旧総務省方式により財務書類を作成しています。その後、総務省は、平成 19 年 10 月に基準モデルと総務省方式改訂モデルを示して平成 21 年度までに新地方公会計モデルを用いた財務書類の作成を要請してきました。

新地方公会計モデルは、財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を普通会計、町全体、連結の 3 範囲区分別に求めています。

町は平成 25 年 10 月末現在、平成 22 年度の普通会計の貸借対照表と行政コスト計算書及び町全体の貸借対照表を旧総務省方式で作成してホームページにより公表しています。

新地方公会計モデルによる財務書類 4 表を 3 範囲区分別に早期に公表してください。その際、ホームページだけでなく財務報告書（冊子）等により、明瞭かつ容易に理解できるように工夫され、町民への説明責任を果たしてください。また、効率的な事業実施や財政の持続可能性に対する有効な検討資料として活用してください。

なお、総務省は「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の中間とりまとめにおいて企業会計をベースにした統一的な基準の整備、固定資産台帳の整備、複式簿記の導入等を検討しており、来年の 4 月を目処に最終報告が出され、作成マニュアル等が順次検討される見通しです。公営企業改革のスケジュールと同時並行して進められることから、意識改革と環境整備を図りたい。

## (3) 固定資産税の徴収 (税務係)

①固定資産税の平成 24 年度徴収実績は以下のとおりです。 (単位：千円、%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
<b>現年課税分</b>	<b>725,778</b>	<b>697,629</b>	<b>381</b>	<b>27,768</b>	96.1
土地	164,626	—	—	—	—
家屋	374,905	—	—	—	—
償却資産	186,247	—	—	—	—
<b>滞納繰越分</b>	<b>194,439</b>	<b>24,328</b>	<b>41,305</b>	<b>128,806</b>	12.5
土地	44,099	—	—	—	—
家屋	100,447	—	—	—	—
償却資産	49,893	—	—	—	—
<b>計</b>	<b>920,217</b>	<b>721,957</b>	<b>41,686</b>	<b>156,574</b>	78.5

課税漏れ防止には正確な調定額の算定が前提となります。

従来、適切に算定されておりますが、土地については法務局からの登記データ入手方法の改善、家屋については増築で建築確認申請の行われていない物件のきめ細かな巡回による確認、償却資産については重要性の高い申告書未提出者に対する訪問調査等、更

なる課税漏れ防止策を期待します。

また、システム上、共有持ち分が異なる土地・家屋は、同一納税義務者であっても台帳一本化されておらず、事務負担となっていることから、名寄せのシステム改善を検討されたい。

**②固定資産税の対前年度比較は以下のとおりです。** (単位：千円、%)

区 分	平成23年度収入済額	平成24年度収入済額	収入済額増減率	徴収率増減
現年課税分	744,644	697,629	△6.3	0.1
滞納繰越分	18,069	24,328	34.6	3.7
計	<b>762,713</b>	<b>721,957</b>	<b>△5.3</b>	<b>0.7</b>

収入済額が評価替えの影響もあり、対前年度比較で5.3%減少しています。徴収率は0.7%改善し、一定の成果が見られますが、更なる徴収率の改善に努め、収入済額の減少幅を抑えてください。

特に、納税通知書の所在不明返却が平成25年度に79件ありました。住所照会等行った結果、後日に住所が判明したものを除いて、公示送達が47件となっています。納税者や相続人の納税意識の向上が求められます。

**③固定資産税の予算現額との比較は以下のとおりです。(平成24年度)** (単位：千円)

税 目	当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	収入超過額
固定資産税	665,500	51,952	717,452	721,957	4,505

補正予算額が相当額あることから、原因を究明して、翌年度の当初予算額の算定に生かされたい。

**【住民福祉課】**

**(1) 国民健康保険税収入未済額の縮減(住民国保年金係)**

平成24年度からの滞納繰越額は6,413万余円と多額になっています。現在徴収マニュアルを作成中とのことですが、積極的に財産調査等を実施し、厳正に対処するとともに、徴収困難な案件については法令に基づき不納欠損処理を行うなど収入未済額の縮減に努められたい。

**(2) 枅形不燃物最終処分場(環境係)**

埋立て期間が維持管理計画によると平成39年までであること、小型家電リサイクル法の施工に伴い、認定事業者が実施予定している試験事業に参画したことを評価します。現地視察したところ以下の課題が見られました。可能な部分から改善されたい。

- ① 施設周辺は新潟県と堺をなす一級河川(関川)の南岸に位置しています。北岸(新潟県側)は河川の管理道路が整備されていますが、南岸(施設周辺)は荒地となっています。周辺環境の整備に取り組まれたい。

- ② 管理棟及び受付棟はいずれも老朽化しています。受付棟は簡易建物で未使用状態でした。現場作業員の作業環境改善や来訪者の対応部屋が必要です。
- ③ 分別処理のための保管場所の一部は野積みとなっていました。整備が必要です。ペットボトル置き場は基礎の改修が必要と思われます。
- ④ 空き缶プレス機は昭和 56 年に取得したもので 32 年経過し、老朽化しています。置き場の屋根や壁に穴が開いていました。整備が必要です。
- ⑤ 備品台帳を閲覧したところ備品の確認印を押印してない年度がありました。実在するか、使用可能な状態かなど、毎年度に一度は確認され、備品台帳に確認印を押印してください。

児童に対して家庭の廃棄物や分別処理の教育は大変重要です。現地見学や地域、家庭を学ぶ際の説明パンフレットを作成するなど、検討してください。処分場のネーミングを児童向けに変更することも一案です。

### (3) 野尻保育園（福祉・男女共同参画係）

定員 45 名に対して現員は以下のとおりです。 (単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
現 員	30	27	24	28	33

職員は、常勤が 2 名、非常勤が 6 名です。

預かり（延長）保育の利用人数は平成 24 年度の月平均で 11 人です。

定員を下回っていますが、異年齢保育を取り入れて楽しい保育園生活を経験させる等、工夫しています。今後も園児にとって充実した保育園活動となるように期待します。

### (4) 児童クラブ（福祉・男女共同参画係）

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童を保護し、並びに遊びを通じて育成し、指導するため、運営されています。平成 24 年度に小学校が統合され、児童クラブも統合されました。定員と現員の 5 年間の状況は、以下のとおりです。 (単位：人)

クラブ名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	定員
柏 原	34	39	30	36	—	38
野尻湖	10	11	12	12	—	20
古 間	37	44	29	29	—	27
富士里	30	25	28	20	—	10
合 計	111	119	99	97	—	95
信濃町	—	—	—	—	73	70

統合に伴い利用者が減少しています。

児童の健全育成を図るうえで重要な施設ですが、多額な一般財源を要することから事業の効率化に努めています。障害児や小学 4 年生以上の受入れ等、一部の保護者から要

望があると伺いました。保護者の費用負担の見直しや指導員確保費用、施設改修（バリアフリー化等）に要する工事費等を勘案して、慎重に対応されたい。

尚、職員全員が非常勤という事情は理解できますが、施設内の整理整頓は重要です。特に階段下には障害物を置かない配慮等、留意されたい。

## 【産業観光課】

### （１）家畜診療所

#### ① スペースの確保

診療所室内を視察したところ、室内が狭く薬品の保管場所が十分確保されておりません。薬品は地震等の際に倒壊防止可能な薬品棚を設けて安全に保管すべきです。また、備品や作業台、事務机が狭い部屋に置かれています。職員の作業環境としても好ましくありません。

診療所の作業環境と薬品、備品の安全な保管に配慮されたい。

#### ② 車両更新

平成 10 年に購入したワゴン車が老朽化しています。車内の薬品の温度管理が十分ではありません。更新の際は、保冷库を車内に設ける等の検討を求めます。

#### ③ 備品管理

備品の確認を毎年行うべきところ確認印のない年度が見られました。備品台帳番号 6 の液化窒素容器に貼付された備品票は、添付されていましたが文字が薄くて判読できない状態です。備品確認の際に再記入してください。オートクレープに備品票が貼付されていません。貼付が必要か検討を求めます。

#### ④ 薬品使用期限の順守

保管されていた薬品の一部に使用期限が到来（2002 年 2 月、2006 年 3 月）したものが含まれていました。実地棚卸の際は、カウント数量と受払簿残数量との照合だけでなく使用期限も確認して、期限到来の薬品は決裁後に適切に廃棄処理されたい。

### （２）起業等人材育成支援事業の推進（商工観光係）

昨年度から「起業塾」を開講し、36 名が受講されました。しかし、今年度の定期監査の時点で起業に対する補助金申請は 1 件のみとなっています。講座の受講から起業までのフォローのあり方等を検証し、より良い事業の推進を求めます。

## 【建設水道課】

### （１）公営企業特別会計の改正動向を踏まえた適切な対応（下水道係、水道係）

総務省は平成 30 年度にも簡易水道や下水道などの歳入歳出（特別会計）によっている公営企業に対し、民間企業並みの会計基準を全面的に導入する検討に入り、早ければ来年の通常国会に地方公営企業法の改正案を提出すると新聞報道されました。

正式には、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲について拡大に向けた更なる検討を行うため、「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し、本年 12 月を目途に議

論を進めていくこととしています。

今後の動向に留意されたい。

## **(2) 下水道受益者負担金の回収促進（下水道係）**

受益者負担金の収入未済額（平成 24 年度末 10,356 千円）について、年度別の集計表は作成されていますが戸別に債権の発生日から回収に至る徴収活動経過を詳細に記録した未収金台帳が完備されておられません。

下水道等接続率の向上と合わせて、受益者負担金の回収促進は 53 億余円の下水道等事業債の償還財源や持続可能な下水道等事業運営に重要であり、対策の強化を求めます。

## **(3) 長水（柏原）配水池（水道係）**

昭和 29 年に築造以来増設して 3 池を視察しました。水源は湧水で自然流下式であることから水質は極めて高く、浄水コストが最も低いといえます。信濃町の誇れる貴重な財産であり、先人の功績を高く評価します。

本年度、水道事業のアセットマネジメントを実施しておりますが、その結果を踏まえて、今後は水道事業基本計画を策定し、他の配水池を含めて、将来世代にしっかりと施設整備された配水池の継承を期待します。

## **(4) 固定資産台帳の整備と水道配水管延長数の正確な把握（水道係）**

来年度から改正される会計基準に合わせて、固定資産台帳の整備を行ってきたことを評価します。資産と金額は台帳で整備されましたので、今後は台帳の数量、特に水道配水管延長数を GIS や管路図による実態と一致させるための整備も進めてください。

## **【教育委員会】**

### **(1) 総務教育係**

- ①会計検査院の検査で平成 23 年度学校施設環境改善交付金が 2,583 千円だけ減額更正されました。県より入手した表計算ソフトに記憶された算定割合のチェック漏れが原因と伺いました。再発防止のため、チェック体制の強化を求めます。

### **(2) 信濃小中学校**

- ①私費会計一覧を入手して預金通帳名義、印鑑管理者、会計報告書、監査の状況等について説明を受けた結果、適切に処理されておりました。
- ②私費会計の支出伺を閲覧した結果、会計担当から主任、教頭、副校長、校長の決裁印が押印されており極めて良好であると判断しました。
- ③いじめ及び不登校に対する取り組みについて伺いました。誠意ある対応を評価します。

### (3) 公民館（総合会館）

- ①総合会館は昭和 59 年建築以来 30 年余経過し、特に改修をしてこなかったことからトイレ等の水回りが老朽化し、部屋の一部が狭く、暗い状態です。点検され、必要な個所から修繕を検討してください。
- ②支館事業がマンネリ化するなか、利用される方が減少していると伺いました。各支館の活動は重要ですので公民館事業の見直しをされ成果が上がることを期待します。
- ③備品台帳に確認印のないものが見られました、毎年度点検してください。

### (4) 野尻湖ナウマンゾウ博物館

- ①博物館は昭和 59 年に建設以来 30 年余経過し、老朽化しています。床が一部剥がれていました。当面は床の張替等が必要です。
- ②旧野尻小学校校舎を博物館第 2 収蔵庫として活用することを契機に、入館者増加の取り組みや友の会の活動スペースの確保等、更なる成果を期待します。
- ③監査日（11 月 1 日）に窓口現金の実査をしたところ、500 円だけ現金残高表の記載金額と一致しませんでした。原因は、10 月 20 日から現金残高表に記載ミスがあったためで、一致を確認しました。別に分けた現金も合算して残高表に記載する等、基本を守ってください。

## 【信越病院】

### (1) 新たな将来計画の策定

- ①院内視察をした結果、建設以来 41 年余経過しており、給排水配管の老朽化による水漏れ、薬品倉庫が狭い等、施設上の課題が山積しています。
- ②公営企業法及び同会計基準改正の背景の一つに、地域主権改革の推進があります。現在、公営企業法の一部適用すなわち財務規程だけを適用しておりますが、病院を取り巻く経営環境は内外ともに大きく変化しており、適切に対応するためには、経営形態の見直し等の検討が必要と思われます。  
また、会計基準の改正により、病院債は資本の部から負債の部に変更される等、財政状態及び経営成績がより正確に示され、経常収支の黒字化が重要となります。いずれの課題も、議会 9 月会議で可決された「信濃町立病院あり方検討委員会設置条例」に基づき、徹底した検討を求めます。

### (2) 累積損失解消策の検討

平成 24 年度末の累積損失が 4 億 9,173 万余円あります。累積損失が多額に存在することは、財務体質に悪い印象を与え、医療の質的向上のための取り組みや経営改善のための意欲に対してマイナスに働きます。

公営企業法及び同会計基準の改正により、議会の議決を得て、資本金の充当により累積損失の解消も可能となったことから、累積損失解消策を検討されたい。